

定 款

株式会社 三社電機製作所

2024年6月25日変更

第1章 総 則

商 号	第 1 条	当会社は、株式会社三社電機製作所と称する。 ②前項の商号を英文では、Sansha Electric Manufacturing Co., Ltd.と表示する。
目 的	第 2 条	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電気機械器具の製造ならびに販売。 2. 半導体およびその応用機械器具の製造ならびに販売。 3. 医療用機械器具の製造ならびに販売。 4. 機械器具設置工事、電気配線工事および管工事の施工請負。 5. 前各号に付帯または関連する一切の事業。
本 店 の 所 在 地	第 3 条	当会社は、本店を大阪市に置く。
機 関	第 4 条	当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
公 告 方 法	第 5 条	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

発 行 可 能 株 式 総 数	第 6 条	当会社の発行可能株式総数は、42,600,000株とする。
単元株式数	第 7 条	当会社の単元株式数は、100株とする。

株主名簿 管理人	第8条	当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
株式取扱規程	第9条	当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

招集	第10条	当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。 ②前項のほか必要がある場合は、臨時株主総会を招集する。
定時株主総会の基準日	第11条	当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
招集権者 および議長	第12条	株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
決議の方法	第13条	株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
電子提供措置等	第14条	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
議決権の代理行使	第15条	株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

員 数	第 16 条	当会社の取締役は、8名以内とする。
選 任	第 17 条	取締役は、株主総会において選任する。 ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
任 期	第 18 条	取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
代表取締役 お よ び 役付取締役	第 19 条	取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
取締役会の 招集権者お よ び 議 長	第 20 条	取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ②代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
取締役会の 招 集 通 知	第 21 条	取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
取締役会の 決議の省略	第 22 条	当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
取 締 役 会 規 程	第 23 条	取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
報 酬 等	第 24 条	取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

取締役の責任免除	第 25 条	当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任に関し、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
員 数	第 26 条	当会社の監査役は、5 名以内とする。
選 任	第 27 条	監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
任 期	第 28 条	監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
常勤監査役	第 29 条	監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
監査役会の招集通知	第 30 条	監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
監査役会規程	第 31 条	監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

報酬等	第 32 条	監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
監査役の責任免除	第 33 条	当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任に関し、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 計算

事業年度	第 34 条	当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。
剰余金の配当等の決定機関	第 35 条	当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
剰余金の配当の基準日	第 36 条	当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 ②当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 ③前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
配当金の除斥期間	第 37 条	配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。 ②前項の金銭には、利息をつけないものとする。